

男鹿市条例第 8 号

男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年男鹿市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（診療に従事する職員の特殊勤務手当） 第 9 条 （略） 2 前項に規定する手当の額は、次の区分による額とする。 （1）診療行為手当 勤務 1 月につき、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を超えない範囲内において市長が定める額 ア 医師 120 万円 イ 医師以外の職員 <u>10 万円</u> （2）及び（3） （略）	（診療に従事する職員の特殊勤務手当） 第 9 条 （略） 2 前項に規定する手当の額は、次の区分による額とする。 （1）診療行為手当 勤務 1 月につき、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を超えない範囲内において市長が定める額 ア 医師 120 万円 イ 医師以外の職員 <u>5 万円</u> （2）及び（3） （略）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。